

掲示用

長野市消防局告示第6号

消防活動上支障を生ずる届出物質を次のとおり指定しました。

令和元年9月9日

長野市消防長 島田 齊

消防活動上支障を生ずる届出物質の指定

長野市火災予防条例（昭和41年長野市条例第130号）第47条の規定により核燃料物質、放射性同位元素その他消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げる危険物、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第1及び第2に掲げる物質並びに別表第4に掲げる指定可燃物に該当する物質を除く。）を次のとおり指定しました。

1 核燃料物質

原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質で次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に掲げる数量を超えるもの

種	類	数	量
(1)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量 300グラム	
(2)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量 300グラム	
(3)	前2号の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量 300グラム	
(4)	トリウム及びその化合物	トリウムの量 900グラム	
(5)	前号の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量 900グラム	

2 放射性物質

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及び放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第1号に規定する放射性医薬品で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に掲げる数量を超えるもの（種類が2以上のものについては、それぞれの種類に応じた数量に対する割合の和が1以上となるものを含む。）及びその濃

度が 74 ベクレル毎グラム（自然物で固体状のものは、370 ベクレル毎グラム）を超える、かつ、密封された放射性同位元素にあっては、1 個当たりの数量が 3.7 メガベクレルを超えるもの

種類	数量
ストロンチウム 90 及びアルファ線を放出する同位元素	3.7 キロベクレル
物理的半減期が 30 日を超える放射線を放出する同位元素（トリチウム、ベリリウム 7、炭素 14、硫黄 35、鉄 55、鉄 59 及びストロンチウム 90 並びにアルファ線を放出するものを除く。）	37 キロベクレル
物理的半減期が 30 日以下の放射線を放出する同位元素（ふつ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 及びタリウム 201 並びにアルファ線を放出するものを除く。）並びに硫黄 35、鉄 55 及び鉄 59	370 キロベクレル
トリチウム、ベリリウム 7、炭素 14、ふつ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 及びタリウム 201	3.7 メガベクレル

3 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条に規定する火薬類で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ右欄に掲げるもの（数量が指定されているものにあっては、当該数量を超えるもの）

種類	数量
火薬	5 キログラム
爆薬	
火	工業雷管及び電気雷管
	導爆線
	鉱さい破碎器及び爆発せん孔器
	爆発びよう
	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品
	銃用雷管
工	信号用雷管
	実包及び空包（建設用びよう打銃用空包を除く。）
	導火線
	電気導火線

品	信号焰管及び信号火せん	5 キログラム
	煙火（がん具煙火を除く。）	5 キログラム
	薬液注入用薬包	200 個
	建設用びよう打銃用空包	2,000 個
	コンクリート破碎器	1,000 個
	ロープ発射用ロケット	10 個
	がん具煙火 (クラッカーボールのうち直径が 1 センチメートル以下、重量が 1 グラム以下のもので爆発音を出すための爆薬が 0.08 グラム以下のものは、5 キログラム)	25 キログラム

4 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定する高圧ガスのうち、次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に掲げる数量以上のもの（液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス 10 キログラムをもって容積 1 立方メートルとみなす）

種	類	数 量
メタン、エタン、ブタン、エチレン、プロピレン、ブタジエン、塩化ビニールモノマー、油ガス、石炭ガス、水素、水性ガス、メチルエーテル等の可燃性ガス		30 立方メートル
窒素又は炭酸ガス（これらのうち消火設備に使用されている消火薬剤を除く。）酸素、亜酸化窒素クロルシフルオルメタン、アルゴン、6 フッ化イオウ		50 立方メートル

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 5 月 23 日告示第 1 号）

この告示は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 27 日告示第 4 号）

この告示は、令和元年 8 月 27 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 9 日告示第 6 号）

この告示は、令和元年 9 月 9 日から施行する。